平成２３年（ヨ）第２１号　　**直送済**

玄海原子力発電所２号機３号機再稼動差止仮処分命令申立事件

債 権 者　　味　志　　陽　子、外８９名

債 務 者　　九州電力株式会社

主　張　書　面（1）

２０１１年8月８日

佐賀地方裁判所　御中

債権者ら訴訟代理人

弁護士　冠　　木　　克　　彦

弁護士　武　　村　　二　三　夫

弁護士　大　　橋　　さ　ゆ　り

１　被保全権利

申立書記載のとおり、申立人らは大部分は佐賀県松浦郡玄海町所在の九州電力玄海発電所２号機、３号機から約２４０ｋｍ圏内に居住するが、高知県や大阪府などの居住者も含まれる。２号機あるいは３号機の重大事故がおき原子炉内の放射性物質が外部に放出されると、大気を通じ、または海流を通じ、極めて広範囲にその放射線被害が及び、全ての申立人について許容限度を越える放射線被曝の危険がある。また全ての申立人の居住地域における大気、土壌、飲料水などが汚染されかねない。申立人らは人格権あるいは環境権に基づいて再稼動の禁止を求めるものである。

２　保全の必要

保全の必要性は、まさに申立書で繰り返し指摘してきたところである。

原子炉設置の許可は、設計の段階において、経済産業大臣の原子炉設置許可を受ける必要がある。これはまず「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」（以下安全設計審査指針という）に基づき、安全性確保の観点から、原子力発電所の基本設計の妥当性が確認されることになる。本件玄海２号機及び３号機はこの安全設計審査指針により基本設計の妥当性が確認されたことになっている。しかしながらこの安全設計審査指針の指針２７は長期の全交流電源喪失を想定しておらず、玄海２号機および玄海３号機の長期の全交流電源喪失の場合の設計上の安全性は保障されていない。今回の３．１１福島第一原発過酷事故ではこの長期の全交流電源喪失が現実に発生した。既述のように原子力安全委員会斑目委員長は、長期間にわたる全交流電源喪失を考慮する必要はないと規定したことは明らかに間違いと述べ、同委員会は、安全設計審査指針を含めた指針類の改訂作業に着手した（甲９の６）。玄海２号機及び３号機はその基本設計の妥当性が確認されていないことになる。

また発電用軽水型原子炉の設置許可申請に係る安全審査のうち、耐震安全性の確保の観点からの耐震設計方針の妥当性については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（以下単に耐震設計審査指針という）に基づいて審査される。同指針５は「基準地震動」の策定を規定している。上記指針５によって算出された基準地震動Ｓｓ値に対する最大応答加速度値（ガル）を上回る加速度値は、起こるはずがないということになる。しかしながら本年３月１１日福島第一原子力発電所２号機及び３号機についてそれぞれ原子炉建屋基礎盤上の観測にかかる最大加速度値（ガル）は、その基準地震動Ｓｓに対する最大応答加速度値を上回った（別紙、地震の影響）。このことは耐震設計審査指針の基準地震動の策定方法に問題があったことを示している。ちなみに、福島第一原子力発電所２号機及び３号機は、同１号機と同様タービン建屋の地下に大量の高濃度汚染水のたまり水が確認されている。この漏洩ルートは確認されていないが、地震によって配管

類が破壊された可能性が否定できない。福島第一原発３号機ではＨＰＣＩ系統が地震動によって破損されたと考えざるを得ず、東電の解析でも、ＨＰＣＩ系統に蒸気漏れがあると仮定して解析すると実測と合致する結果が得られたことは既に指摘した。

さらに上記基準地震動Ｓｓに対する最大応答加速度値までの加速度であるならば、原子炉施設の安全性は維持されなければならない。しかし上記地震時、福島第一原子力発電所１号機の原子炉建屋基礎盤上の観測にかかる最大加速度値（ガル）は上記基準地震動Ｓｓに対する最大応答加速度値を上回らなかったにもかかわらずやはりタービン建屋の地下に大量の高濃度汚染水のたまり水があり（別紙、記事）、地震による配管類の損傷が起こった疑いなどが指摘されている。耐震設計審査指針の地震動に対する耐震設計評価（強度評価）が誤りだった可能性がある。

耐震設計審査指針は二重の意味で疑問が生じているのである。

本件玄海２号機及び３号機の設置許可申請に係る安全審査につき、耐震安全性確保の観点から耐震設計の妥当性の審査について用いられた耐震設計審査指針には上記のような観点から疑義が生じているものであり、その耐震設計の妥当性は確認されていないことになる。

日本列島は、世界の中でも有数の地震多発地帯である。日本国内ありとあらゆるところに断層があり、また未確認の断層が存在する可能性がある。日本書記には、６７９年１月（天武７年１２月）に筑紫国で大地震があり、広さ２丈（約６ｍ）長さ３千丈余り（約１０ｋｍ以上）も地面が裂けたと記されている。

このように従前の安全設計審査指針や耐震設計審査指針に疑問が生じている以上玄海２号機及び３号機について、その基本設計の妥当性や耐震設計方針の妥当性が確認されていないことになり、これらが再稼動された場合、その翌日にも地震や津波によって大事故がおき、多数の者の生命や健康が破壊され、また環境に重大な汚染が生じかねないのである。これら事後の損害賠償では回復できない被害を未然に防止するため、本件申立をするものである。